

## 事業概要

# 令和4年度 公共施設等支援事業メニュー（予定）

# 木造公共施設関連の支援事業(補助メニュー)について

①木の香る快適な公共施設等整備事業【森林・環境税事業】

②県産材需要拡大施設等整備事業(公共施設等木造化支援タイプ)【県単独事業】

	木造化	内装木質化
対象施設	教育関連施設(幼稚園・小・中学校・高等学校(体育館含)等) 福祉関連施設(保育園・こども園、老人ホーム、障がい者グループホーム等)	
事業主体	市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等	
面積要件	○教育関連施設 延床面積が概ね500㎡以上(但し「木造化」については、延床面積が概ね2,000㎡未満で、かつ準耐火構造の規制を受けない施設については補助対象外) ○福祉関連施設 延床面積が概ね300㎡以上	
県産材 使用基準	・木質部材の70%(県産材需要拡大事業は80%)以上「ぎふ証明材」 ・主要構造材は、原則としてJAS製品またはぎふ性能表示材	・延床面積50%(県産材需要拡大事業は60%)以上の木質化 ・木材は原則として「ぎふ証明材」 ・床、壁、天井のうち2箇所以上を木質化
補助額	17,000円/㎡(上限30,000千円)	10,000円/㎡(上限30,000千円)
その他	・国・県及び市町村との補助制度との併用は可能(ただし、林野庁の補助金は除く) ・既存施設の増改築事業も対象	
他省庁の 補助金名	・学校施設環境改善交付金【文部科学省】 ・安心こども基金【厚生労働省】	
備考	・社会資本整備交付金【国土交通省】 ・地域介護・福祉空間整備交付金【厚生労働省】	

# 木造公共施設関連の支援事業(補助メニュー)について

## ③木質バイオマス利用施設導入促進事業【森林・環境基金事業】

対象施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村が管理整備する全ての施設</li><li>・学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等が管理整備する公共建築物（学校、社会福祉施設、病院・診療所、社会教育施設等）</li><li>・多数の来客等があり、事業の普及啓発効果が十分見込まれる商業施設等</li></ul>
事業主体	市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間事業者(多くの県民の利用が十分見込まれる商業・観光・レジャー事業等を営む者)、その他知事が認めるもの
対象製品	木質資源利用ボイラー、木質ペレットストーブ、薪ストーブ等
補助要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・導入する木質資源利用ボイラー、木質ペレットストーブ、薪ストーブ等は、県内から生産された木材を原料として加工・製造された木質燃料を使用すること。</li><li>・木質ペレットストーブ、薪ストーブ等の導入にあたっては、県内で製造された製品の導入に努めるものとする。</li></ul>
補助額 (予定)	1/2以内 (木質資源利用ボイラーは1施設10,000千円、木質ペレットストーブは500千円、薪ストーブは1台600千円(※1)又は400千円(※2)を上限とする。左記のストーブ設置に伴う耐火・防火施設設置は1箇所300千円を上限とする。) ※1: 地域資源循環利用の観点から、対象製品を設置する所在市町村又は隣接市町村内から生産された木材を原料として加工・製造された木質燃料を使用する場合 ※2: 上記地域以外で生産された木材を原料として加工・製造された木質燃料を使用する場合
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・国及び県の補助制度との重複不可</li></ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間事業者については、実施要領に定める要件を満たす者に限る。</li><li>・第3期森林・環境基金事業再編に伴い事業内容を見直す予定。</li></ul>